

「査定昇給」で道教委と道人事委員会へ要請

道教組と道高教組は、3月から道教委に「査定昇給制度」の検討状況を確認してきました。5月2日、道教委に「『査定昇給』に関する要求書」を提出。①来年1月の導入にこだわらず我々との協議を尽くすこと、②職員が連携・共同する学校の特殊性をふまえ、全教職員の処遇改善を図ることを要求しました。

道教委は「人事委員会で検討中のものが決まらないと…」との回答に終始。すぐに道人事委員会にも「要求書」を提出しました。検討中の通知「給与における成績主義の推進について」の中に、学校の特殊性をふまえた内容を明記し、全教職員の処遇改善を図るよう求めました。査定で一部教職員の処遇改善を図るのではなく、いま必要なのは「全教職員の処遇改善」です。

査定昇給制度の説明開始

道教委は5月20日から6月半ばまで、判定者・評定者（各教育局・市町村教委・学校長）への情報提供を始めました。この制度の概要は、以下の条例や人事委員会規則などで説明されています。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（人事委員会）

- 評価期間～規則で定める評価終了日前1年間の勤務成績に応じて行う。
- 1年間の勤務成績が良好（C：標準）な場合は、4号俸昇給させる。
- 55歳超職員は、勤務成績が特に良好以上（BまたはA）の場合に限り昇給させる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（人事委員会）

- 昇給日：1月1日
- 評価期間：12月2日～12月1日（翌年）
- 昇給区分と昇給号俸数

昇給区分	上位区分		標準	下位区分	
	A	B		D	E
～54歳	8	6	4	2	0
55歳～	2	1	0	0	0

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（人事委員会）

- D、E区分の適用
 - ・懲戒処分、訓告等、勤務成績不良等
 - A、B区分の分布率（適用人員）
 - ・一般職員 初任層以外 A10%、B30%
初任層 A・B合わせて20%
(うちAは5%以内)
- ※初任層とは、期末・勤勉手当の役職段階別加算措置対象外の者。およそ8年未満。

道・市町村立学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要項と評定基準（道教委）

- ≪査定昇給の対象職員≫
最高号俸到達者、再任用、期限付を除く全教職員
- ≪上位区分が適用される職員数≫
・道立学校～学校単位の職位別人数および分布率に応じて配分する。
・市町村立学校～各教育局に各市町村（札幌市を除く）単位の職位別人数および分布率に応じて配分し、各教育局から各市町村に配分する。
- ≪勤務実績の評価方法≫
既存の「勤勉手当判定記録（業績、意欲・姿勢）」に「能力」の項目を追加する。
- ≪評価項目の設定および配点の考え方≫
・評価項目は「業績」、「意欲・姿勢」、「能力」の3項目とし、職位（校長・教頭・教諭等）ごとに具体的な評価項目を設定する。
・評価項目ごとの配点は、職位ごとに求められる内容を考慮して設定する。
例) 管理職 「業績」>「能力」>「意欲・姿勢」
初任層 「意欲・姿勢」>「能力」>「業績」

8月までにとりくむこと

道教委は具体的な実施手続きや評定項目の整備を8月下旬までに行います。それまで「署名」と学習にとりくみ、査定に負けない学校づくりについて議論していき、みなさんの願いを反映させていきます。道教組にご意見をお寄せ下さい。